

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和6年4月8日(月)午後3時から午後3時45分まで

2 開催場所 匝瑳市民ふれあいセンター2階会議室

3 出席委員

(1) 農業委員 (16名)

1番	椎名弘	委員	2番	滝田博司	委員
3番	伊藤明美	委員	4番	戸村光男	委員
5番	塚本一治	委員	6番	加瀬安男	委員
7番	大木正俊	委員	8番	土屋玲子	委員
9番	佐藤和	委員	11番	玉澤幸雄	委員
12番	高品文敬	委員	13番	鈴木茂	委員
14番	布施陽子	委員	15番	佐藤郁太郎	委員
16番	布施行雄	委員	17番	小林須美子	委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (12名)

18番	林博之	委員	19番	太田孝夫	委員
20番	小林重紀	委員	21番	椎名正和	委員
22番	平山敏之	委員	23番	宇野恵三郎	委員
24番	金城ハル子	委員	25番	土屋功	委員
26番	関口孝男	委員	27番	寺本利幸	委員
28番	江波戸和男	委員	29番	秋山菊次	委員

4 欠席委員

(1) 農業委員 (1名)

10番 石橋慎司 委員

(2) 農地利用最適化推進委員 (0名)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 4件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について 1件

議案第3号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について 1件

報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

(2) 利用権の中途解約にかかる通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局) 事務局員 3名

7 会議の概要

事務局 ただ今から令和6年4月農業委員会定例総会を開会いたします。

高品会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、衷心より感謝申し上げます。

事務局 それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は高品会長にお願いします。

議長 本日の出席農業委員は17名中16名で定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題といたします。

お諮りいたします。議事録署名委員の指名でございますが、議長指名にて御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。

よって議事録署名委員は、5番塚本一治委員、6番加瀬安男委員を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、議案第1号の議案書を御覧ください。番号1番から4番は、所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号1番から4番について議案書を基に朗読】

番号1番から4番までは、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

議長 ただ今の説明に関して、地区担当委員から補足説明をお願いします。

16番 番号1番について、譲渡人と譲受人は親戚関係で、農地集約することで作業効率を上げようと意欲的に営農しており、問題ないと思われま

7番 番号2番について、譲受人は意欲的に営農しており、問題ないと思われま

15番 番号3番について、譲受人は作業効率化を図ろうと意欲的に営農しており、問題ないと思われま

4番 番号4番について、譲受人は親の代から植木業を意欲的に営農しており、通作距離などからみても問題ないと思われま

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はござい

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、質疑を打ち切

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請

について」、採決に入ります。
議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員の挙手を求め

(挙手全員)

議長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に

事務局 それでは、議案第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番を議案書を基に朗読】

番号1番について、実家に隣接した農地に専用住宅の建設を計画するもの

です。農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 　　ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

3 番 　　番号1番について、畑 936 m²のうち 469 m²を子の専用住宅用地として計画するものです。農地区分は農地の広がりがあることから第1種農地相当で千葉県を示す事務指針上は原則農地転用不許可ですが、集落への接続があることから例外的に許可できるものに該当すると考えられます。

議 長 　　事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」、質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　　御異議ないものと認め、議案第2号について、採決に入ります。
議案第2号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（挙手全員）

議 長 　　賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 　　次に、議案第3号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 　　【別冊議案書に基づいて令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）の内容を説明】

議 長 　　事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

（質問、意見なし）

議 長 　　議案第3号「令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）について」、質疑

を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号について、採決に入ります。
議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求め
ます。

(挙手全員)

議 長 賛成全員であります。
よって本案は、原案のとおり決しました。

議 長 次に、報告事項について、事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第18条第6項の規定による通知が1件、利用権の中途解約にかかる
通知が1件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は
完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただ今の報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。

議 長 以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。
本日、御審議いただいた案件は、

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について	4件
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定に ついて	1件
議案第3号 「令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について」	1件
報告事項 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
(2) 利用権の中途解約にかかる通知について	1件

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。
また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。
これをもちまして、令和6年4月8日匝瑳市農業委員会定例総会を閉会
いたします。